

# ○大府市特殊詐欺防止用電話機器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止し、安心して安全なまちづくりを推進することを目的とし、特殊詐欺防止用電話機器等を購入し、及び設置した者に対し、予算の範囲内で交付する大府市特殊詐欺防止用電話機器等購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 迷惑電話

一般消費者を対象とした違法又は不当な手段を用いる商取引及び特殊詐欺（対面することなく人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。）を目的とする電話をいう。

(2) 特殊詐欺防止用電話機器等

次のいずれかに該当する機能を有するものをいう。

ア 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を有する機器

イ 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する機器

ウ 自動応答録音装置等を備えた迷惑電話への対策機能を有する固定電話機

(3) 高齢者

大府市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、当該年度末時点の満年齢が65歳以上であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 高齢者又はその属する世帯の構成員

(2) 過去に補助金の適用を受けていない者（他の自治体における特殊詐欺防止用電話機器等に係る補助金の交付を受けていない者を含む。）

(3) 大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

(4) 特殊詐欺防止用電話機器等を購入し、及び設置した後に生じた迷惑電話による損害について、市が一切の責任を負わないことについて了承する者

(5) 大府市税等の滞納がない者

(6) 専ら自己又はその世帯の構成員の使用の用に供するために特殊詐欺防止用電話機器等を購入し、及び設置する者

(7) 特殊詐欺防止用電話機器等を購入し、及び設置した後3年以上使用する者。ただし、

次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 天災、事故等による破損等、自己の責に帰すべき事由以外の事由を特殊詐欺防止用電話機器等処分するとき。

イ その他市長が認めたとき。

(8) 大府市内に存する事業者から特殊詐欺防止用電話機器等を購入し、及び設置した者

(9) 前号までの要件に虚偽があったことが市から補助金の交付を受けた後に判明した場合は、市に対して、補助金を返還することについて了承する者  
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺防止用電話機器等の購入及び設置に係る費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、5,000円を限度とする。

（交付の申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺防止用電話機器等を購入した日から起算して30日を経過した日又は購入日の属する年度の3月31日（同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日）のいずれか早い日まで大府市特殊詐欺防止用電話機器等購入費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 代金の支払手続が完了したことを証する書類（領収書の写し等）

(2) 設置した特殊詐欺防止用電話機器等の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したとき、及び当該決定に条件を付したときは、大府市特殊詐欺防止用電話機器等購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、速やかに大府市特殊詐欺防止用電話機器等購入費補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一

部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。

(検査等)

第11条 市長は、交付決定者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。